

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 3 0 日

公益社団法人 石川県薬剤師会 御中

石川県健康福祉部薬事衛生課

令和 6 年能登半島地震における薬局による医療支援に係る
費用の取扱いについて（その 2）

日頃より、本県の薬事行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和 6 年能登半島地震において、救護班等の医師により発行された通常の診療報酬による支払いの対象とならない処方箋（以下「災害処方箋」という。）の調剤に要した令和 5 年度分に係る費用については、「令和 6 年能登半島地震における薬局による医療支援に係る費用の取扱いについて（令和 6 年 4 月 1 9 日付け石川県健康福祉部薬事衛生課事務連絡）」において、その取扱いを周知したところですが、令和 6 年 4 月以降に応需した災害処方箋に係る費用については下記のとおり取り扱うこととするので、貴会員への周知方ご配慮お願いいたします。

記

1 費用負担

石川県内の薬局で、令和 6 年 4 月 1 日から同年 4 月 3 0 日の間（輪島市及び珠洲市にあっては令和 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日の間）に災害処方箋を応需した場合は、当該調剤に係る労務費及び薬剤費は法に基づき石川県が負担する。なお、当該費用の請求は以下の手続きによること。

2 労務費

(1) 調剤した災害処方箋 1 枚当たり 1, 0 0 0 円として算定する。

(2) 負担額は薬剤師 1 人あたり 1 日 1 5, 6 0 0 円を上限とする。

※ 1 人 1 日 1 5 枚の調剤では 15, 0 0 0 円、1 6 枚以上では一律 15, 6 0 0 円

3 薬剤費

支弁する薬剤費は調剤した薬剤の実費とする。なお、費用の積算は調剤報酬点数に基づく薬剤料により算出する。

4 提出資料

(1) 災害処方箋による調剤報告書（別記様式 1）

- (2) 災害処方箋による調剤実績の詳細一覧表（別記様式1-別紙1、別紙2）
- (3) 請求書（別記様式2） ※
- (4) 調剤済み災害処方箋の写し
- (5) 薬剤費の算定根拠となるレセプト（調剤録）

※ 令和6年4月19日付け事務連絡で周知した際から様式が変わっているため、必ず下記5のとおり様式を改めてダウンロードのうえ記載すること

5 提出様式

下記アドレスから様式をダウンロードのうえご活用ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/events/20240419.html>

6 提出先及び提出方法

個人情報の取扱いに留意のうえ、適切な方法にて4の提出資料を下記あて送付すること。

(提出先)

920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部 薬事衛生課 薬事・麻薬グループ

(E-Mail) yakuji@pref.ishikawa.lg.jp

7 提出期限

令和6年10月18日（金） 必着

(連絡先)

石川県健康福祉部薬事衛生課

薬事・麻薬グループ 吉田

TEL：076-225-1442

FAX：076-225-1444